

# Bi-Weekly Newsletter

Sep 25, 2019 | ISSUE 29

## I. 統計資料

02

5年間の国税に占める法人税、所得税および付加価値税比率

## II. 産業ニュース

02

監査前財務諸表提出義務違反の点検結果分析および留意事項

## III. 最新事例・判例

03

- 事実と異なる税金計算書に該当するか(事前-2019-法令解釈付加-0237,2019.06.27.)
- 製造業者が代理店主と特約店契約を締結して代理店に商品を納品し、販売されなかった商品は一定期間が経過した後に返品を受けることにしたケースで、該当取引を売買取引と見て代理店と税金計算書を授受した場合、事実と異なる税金計算書に該当するか

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせください。

### Contacts

金祥雲(キム・サンウン)Partner	02 709 0789	sang-woon.kim@pwc.com
黄詰珍(ファン・チョルジン)Partner	02 709 0759	chul-jin.hwang@pwc.com
申鉉昌(シム・ヒョンチャン)Partner	02 709 7904	hyun-chang.shin@pwc.com
盧映錫(ノ・ヨンソク)Partner	02 709 0877	yongsuk.noh@pwc.com
李應典(イ・ウンジン)Partner	02 3781 2309	eung-jeon.lee@pwc.com
李南善(イ・ナムソン)Partner	02 3781 3189	nam-sun.lee@pwc.com



삼일회계법인

(c) 2019 Samil PricewaterhouseCoopers. All rights reserved.

# I. 5年間の国税に占める法人税、所得税および付加価値税比率

-国会予算政策処(<http://www.nabo.go.kr/>)

## 主な内容

- 国会予算政策処の2019年租税手帳資料によると、5年間の国税に占める法人税、所得税および付加価値税のそれぞれの割合は次の通りである。
- これによると、国税に占める法人税、所得税および付加価値税の総税収の割合が70%を上回ること、各税目別税収に大差がない水準で増加していることが分かった。

[単位:兆ウォン、%]

年度	国税	法人税		所得税		付加価値税	
	税収	税収	比率	税収	比率	税収	比率
2014	205.5	42.7.	(20.8)	53.3	(25.9)	57.1	(27.8)
2015	217.9	45.0	(20.7)	60.7	(27.9)	54.2	(24.9)
2016	242.6	52.1	(21.5)	68.5	(28.2)	61.8	(25.5)
2017	265.4	59.2	(22.3)	75.1	(28.3)	67.1	(25.3)
2018	293.6	70.9	(24.2)	84.5	(28.8)	70.0	(23.8)

# II. 監査前財務諸表提出義務違反の点検結果分析および留意事項

-金融監督院報道資料(<http://www.fss.or.kr>)

- 金融監督院は9月18日、報道資料を通じて、監査前財務諸表提出義務違反の点検結果分析内容および留意すべき事項について案内した。
- 監査前財務諸表提出義務とは、会社の財務諸表作成責任の明確化および外部監査の信頼性向上のために上場法人および直前事業年度末資産総額1千億ウォン以上の非上場法人は監査前財務諸表を外部監査人および証券先物委員会に提出するようにした義務を意味する。(13.12.30. 法制化)
- 金融監督院はまず、監査前財務諸表提出義務法制化以後の広報および点検を通じて違反会社の数が持続的に減少\*するなど、制度が定着しつつあると評価した。

\* 上場法人:167社('15年) → 49社('16年) → 39社('17年)

非上場法人:284社('16年) → 107社('17年)

- なお、金融監督院は違反点検結果によると、法人の監査前提出義務違反は主に不十分な法令認識から始まったケースが多いことから、特に下記について各法人が留意するよう要請した。

区分	内容
1	全ての財務諸表(財務状態表損益計算書、キャッシュフロー表、資本変動表および注記)を提出すること
2	法令で定めた提出期限前でも監査人に提出する時、金融監督院(韓国取引所)に提出すること
3	前期財務諸表をそのまま提出する場合、未提出と見なされることを了知すること
4	監査前財務諸表違反がある場合、3年間違反事実が開示されることを了知すること

### III. 最新事例・判例

-事前-2019-法令解釈付加-0237,2019.06.27.

#### 1. 争点

- 製造業者が代理店主と特約店契約を締結し、代理店に商品を納品、販売されなかつた商品の返品を一定期間が経過した後に受けることにした際に、当該取引を売買取引と見て代理店と税金計算書を授受した場合、事実と異なる税金計算書に該当するか。

#### 2. 事実関係

- A法人は衣類の製造および卸小売業を営む内国法人であり、2019年4月1日、代理店主と特約店契約を締結して、A法人が供給した製品の所有権は商品代金を完納するまでA法人に留保されるようにし、代理店に納品した製品が販売されなかつた場合には、一定期間が経過した後に返品することができるよう約定した。

#### 3. 回答内容

- 製造業者は、代理店と特約店契約を締結して代理店に供給する商品の品目と数量を調整して全般的な価格決定権限を持つ。しかし、商品代金を完納するまでは商品の所有権を持つものの、代理店に対し在庫返品条件を付けており、商品代金を完納すれば所有権が代理店に移転され、供給された商品の安全管理および販売に関する一切の損失とリスクは代理店が負担する。
- 代理店が販売マージンを差し引いた金額を商品販売代金として支給する際に、当該特約店契約に伴う取引を売買取引と見て、製造業者が代理店に商品を引き渡す時を供給日として、代理店から受けることにした金額を供給価額として記載して発行した税金計算書は、事実と異なる税金計算書に該当しない。

#### 4. 関連法令など

##### ● 付加価値税法第15条【財貨の供給時期】

①財貨が供給される時期は次の各号の区分に従う時とする。この場合、具体的な取引形態に伴う財貨の供給時期に関して必要な事項は大統領令で定める。

1. 財貨の移動が必要な場合：財貨を引き渡す時

2. 財貨の移動が必要ではない場合：財貨が利用可能になる時

3. 第1号と第2号を適用することができない場合：財貨の供給が確定する時

②第1項にも関わらず、分割払いまたは条件付きで財貨を供給する場合などの財貨の供給時期は大統領令で定める。

##### ● 付加価値税法第34条【税金計算書の発行時期】

①税金計算書は事業者が第15条および第16条による財貨または役務の供給時期に財貨または役務の供給を受ける者に発行しなければならない。